

令和4年3月

お客様各位

東京ベイ信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設にともなう預金規定の一部改定のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設にともない、下記のとおり、預金規定を一部改定させていただきます。

改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定（決済用普通預金規定）
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）

2. 改定内容

以下の「未利用口座管理手数料」に関する条項を新設いたします。

- (1) 未利用口座管理手数料は、一定の期間預金者による所定の利用がない場合等、当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらずに当金庫所定の方法により引落します。
- (3) 預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高全額および利息をこの手数料に充当し、通知することなく口座を解約できるものとします。
- (4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

3. 改定日

令和4年10月1日

※ 詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以 上